

●香川県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

土庄町

2 都市計画事業の種類及び名称

土庄都市計画下水道事業 湊崎都市下水路

3 事業施行期間

平成8年12月17日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成8年香川県告示第926号、平成15年香川県告示第488号の事業地の全てを削除し、小豆郡土庄町湊崎字西浜上、字西岡及び字山ノ内の各一部の区域を加える。

(2) 使用の部分

変更なし